



JBS News Letter

The New Work-Related Cost Scheme

業務に関わる経費、手当ての新課税法案について

2010年オランダ税制改正案で、2011年より導入予定の経費に関する新課税法案についての詳細が発表されました。これによって、会社側が負担する従業員に対する経費と手当ての合計が総賃金額の1.4%を超える場合には当該額の80%が原則として課税されます。

新制度への移行に関しては2011年から3年間の延長措置が取られ、その期間は旧制度での非課税、課税の区分の使用が一部の例外を除き、認められています。実際の新制度の開始は2014年からとなりますが、導入開始前に対応を検討する事が重要になります。現状での諸経費の把握は新制度への移行に関する変更の絶好の出発点となり、また、旧制度と新制度の区分と内容の比較を行う事が重要であると考えられます。

経費以外にも、就業規則等で定められた手当ても新制度化で課税対象となります。従って、団体交渉、長期的合意などで定められた既存の各種手当てに関しては従業員側と条件を交渉し、移行期間中に合意を得る必要があるものもあります。

この新制度の導入では財務、経理、人事、総務など多部署にまたがり影響が生じる事が予想され、各部署の連携が必須となってきます。特に駐在員税務関連ではネット保証体系の給与、グロスアップに影響が生じる事が想定されますので注意が必要になります。

新制度導入に当たっての政府発表の項目には随時変更が入る可能性がありますので今後も政府発表に留意が必要となります。

下記に代表的な項目をいくつか挙げておりますのでご参照下さい。



About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.nl or www.ey.com

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity

新制度下で課税対象とみなされない項目

- 学習、教育関連費用
- 交通費(0.19 ユーロ/km)
- ET コスト
- 引越し費用
- 不動産ローン利息に対しての手当て
- 再就職斡旋のための費用
- 一時的な出張と宿泊費

新制度下で課税対象とみなされる項目

- 制服代（会社のロゴなどによる例外あり）
- フィットネス
- 従業員のお祝い
- 社員割引
- クリスマスの贈り物

アーンストアンドヤングでは新制度導入に関わるコンサルタントサービスをご提供しております。詳しくは下記の担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。

本文記事に関する、ご質問、ご不明点等ございましたら、アーンストアンドヤング日系企業サービスチーム(Japan Business Services)の下記担当者まで、ご連絡をいただければ幸いです。

Japan Business Services Contacts

富永 英樹 JBS Partner	+31 (0)88 407 1723 hideki.tominaga@nl.ey.com
Saskia van der Zande HC Partner	+31 (0) 4071648 saskia.van.der.zande@nl.ey.com
山口 陽子 HC 担当	+31 (0) 88 4071154 yoko.yamaguchi@nl.ey.com

Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP Amsterdam,

© Ernst & Young 2008. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.